作成方法・記入例

特別徴収切替届出書を作成する場合、注意事項を参照して下さい。

＜注意事項＞

分類	内容	回答
特別徴収と普通徴収の違い	年度途中に特別徴収を切替する場合、その前の内容はどうなっているのか。	原則、特別徴収は６月から翌５月の１２回で納付していただいております。ただ、年度途中の開始の場合、１２回ではなく、開始月に応じた回数で納付していただきます。そのため、開始月前の期間については特別徴収は０円となります。 例：１年間で１２万円の税額が発生 →６月開始の場合、１月あたり１万円が給与天引き ⇒１０月開始の場合、１２万円を８分割するため、１月あたり１万５千円が給与天引きの金額になります。（６月～９月分については給与天引きの金額はありません。）
添付書類	特別徴収に切替する場合、いつまでに提出すべきか。また、添付書類はどのようなものか。	普通徴収の納付期日を過ぎた分については切替できません。また、特別徴収切替届出書に普通徴収の納入書の添付については二重納付の防止を防ぐためにお願いしておりますので会社の方で添付するのが難しい場合、本人に必ず破棄していただきますようお伝えください。その場合、余白に「破棄するよう依頼済」と記入して下さい。
切替できる対象	切替できない方はいるのか。	６５歳以上の方のうち、公的年金等による所得がある方は年金からの特別徴収がされている場合があります。その対象分につきましては、給与からの特別徴収への切替ができません。
処理状況	提出したのに通知がいつまでたってもの送付されないのはなぜか。	前の職場より退職等の異動届の提出漏れや給与支払報告書の処理における進捗次第では、提出していただいた特別徴収切替届出書をすぐに処理できない場合があります。
その他	すでに給与天引きしているが、本人より自宅に届いたものも給与天引きしてほしいと言われた場合。	少ないケースではありますが、すでに給与天引きになっているが、本人の自宅に普通徴収で届いた分も給与天引きにしたいと相談を受けた場合、特別徴収切替届出書の余白に「特合」と記入して提出して下さい。
住所	さいたま市に現在、住所がある方を切替できるか	対象者を検索した上で、対象者が賦課期日時点でさいたま市以外に居住している場合、切替はできません。回送はしておりませんのでご了承下さい。
手続の必要性	年度途中に入社した従業員が非課税もしくは全額納付済の場合、手続きが必要か。	次年度の給与支払報告書で対象者を報告予定であれば、手続は不要です。提出後の入社等で次年から支払が発生し、対象者で次年度税額が発生するだけの前年所得がある場合は次年度分の特別徴収切替届の提出をお願いします。

記入例① 特別徴収への切替（例：入社して普通徴収から特別徴収へ変更する場合）

特別徴収切替届出（依頼）書

※市区町村使用欄	処理欄

令和 ○ 年 △ 月 △ 日 提出

（宛　先）さいたま市長

給与支払者（特別徴収義務者）		
所在地（住所）	〒 338－9586 さいたま市桜区道場△－△－△	
フリガナ	ユウゲンガイシャ　サイタマシ	
名称（氏名）	有限会社　さいたま市	
代表者の職氏名	代表取締役　さいたま　太郎	
法人番号	△△△△△△△△△△△△△	

特別徴収義務者指定番号	0000020001 4
	※ 市区町村ごとに異なります。

担当者連絡先	
所属	給与
氏名	さいたま　桜子
電話	048 － 858 －0000

給与所得者		
フリガナ	サイタマ　ジロウ	旧姓
氏名	埼玉　二郎	
生年月日	昭和・平成　××年　××月　××日	
1月1日現在の住所	〒 330－9586 さいたま市中央区下落合□－□－□	
受給者番号	00002024 ※注意事項5をご確認ください。	

通知書番号	0 0 8 0 0 0 8 6 5 3	納税通知書をお持ちの場合記入して下さい。
普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・随時 〕期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。注意事項1をご確認ください。	
特別徴収開始予定月	8 月分（翌月10日納期限分）から特別徴収を開始します。 ※開始予定月の前々月末を提出期限 ただできます	
届出理由	1. 入社	

・第○期について
納期限が過ぎていない普通徴収の期別を切替えることができます。
全て特別徴収にする場合は１に○
３・４期分を切替える場合は３に○

【 添付書類 】

1. 普通徴収の納付書 （二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
   ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【 注意事項 】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。切替期別の納期限前までに届くようご
   口座振替を利用している場合は、納期限の8営業日前必着にて提出してください。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に切替えることができません。
3. さいたま市では、本届出を受理した月の翌々月以降の月からの特別徴収開始となります。そのため、開始予定月の前々月までを提出期限とさせていただきますので、余裕をもったご提出をお願い致します。
4. 月割額については、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡しております。通知書は本届出を受理した月の翌月15日前後までに発送します。さいたま市からの事前の月割額の電話連絡は行っておりませんので、ご了承ください。
5. 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）を電子で受け取る場合は受給者番号を必ず記入して下さい。

【 提 出 先 】 〒330-8603　さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 大宮区役所5階　さいたま市　財政局　北部市税事務所　法人課税課　特別徴収係　　TEL:048－646－3271（直通）

記入例② **新年度より特別徴収に切替したい場合**

新年度分

特別徴収切替届出（依頼）書

左上の余白に大きく「新年度分」と記載して下さい。

※市区町村使用欄	処理欄

令和 ○ 年 △ 月 △ 日 提出 （宛 先）さいたま市長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒 338 － 9586 さいたま市桜区道場△－△－△
		フリガナ	ユウゲンガイシャ　サイタマシ
		名称（氏名）	有限会社　さいたま市
		代表者の職氏名	代表取締役　さいたま　太郎
		法人番号	△△△△△△△△△△△△△

特別徴収義務者指定番号	0000020001 4	※ 市区町村ごとに異なります。
担当者連絡先	所属	給与
	氏名	さいたま　桜子
	電話	048 － 858 －0000

給与所得者	フリガナ	サイタマ　ジロウ	旧姓
	氏名	埼玉　二郎	
	生年月日	(昭和)・平成　××年　××月　××日	
	1月1日現在の住所	〒 330 － 9586 さいたま市中央区下落合□－□－□	
	受給者番号	00002024 ※注意事項5をご確認ください。	

通知書番号	納税通知書をお持ちの場合記入して下さい。
普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・随時 〕期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。注意事項1をご確認ください。
特別徴収開始予定月	＿＿月分（翌月10日納期限分）から特別徴収を開始します。 ※開始予定月の前々月末を提出期限とさせていただきます。詳しくは注意事項3・4をご確認ください。
届出理由	(1.) 入社　2. その他（　　）

【 添付書類 】

1. 普通徴収の納付書 （二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
   ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【 注意事項 】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。切替期別の納期限前までに届くようご提出をお願いします。
   口座振替を利用している場合は、納期限の8営業日前必着にて提出してください。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に切替えることができません。
3. さいたま市では、本届出を受理した月の翌々月以降の月からの特別徴収開始となります。そのため、開始予定月の前々月までを提出期限とさせていただきますので、余裕をもったご提出をお願い致します。
4. 月割額については、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡しております。通知書は本届出を受理した月の翌月15日前後までに発送します。さいたま市からの事前の月割額の電話連絡は行っておりませんので、ご了承ください。
5. 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）を電子で受け取る場合は受給者番号を必ず記入して下さい。

【 提 出 先 】 〒330-8603　さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 大宮区役所5階　さいたま市　財政局　北部市税事務所　法人課税課　特別徴収係　　TEL:048－646－3271（直通）